

木質燃料を利用するバイオマス発電事業への対応

地域課題の解決に向けた取組

胆振東部森林管理署

再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度（FIT制度）を利用した発電事業は、東日本大震災以降、新たなビジネスモデルとして注目され、次々と民間事業者が進出することとなりました。未利用の木質燃料を利用したバイオマス発電も、その対象の一つであり、北海道内においても、当署管内をはじめ各地で発電所が建設されています。

木質バイオマス発電事業の利益は、発電事業者のみならず、未利用資源の活用を通じて森林整備や地域経済の活性化を促し、森林所有者ひいては森林を抱える地域一帯に及ぶことが特徴です。

管内で発電所の建設が進む当署も、国有林を維持管理する燃料供給側のプレーヤーとして、また、林政を担い森林の公益的機能を確保する当事者の一人として、適切に対応していかなければならない立場となっています。

燃料供給側の具体的なタスクは、燃料に適切な資材の賦存量や分布について路網や森林整備の状況を踏まえて把握し、電力の買い取り期間（20年間）を通じ、計画的には臨機応変に供給することです。

しかしながら、当署管

内の国有林では、これまで切り捨て間伐箇所が比較的少なかったこと、単幹集材化に伴い林地残材が散在化していること等から、バイオマス発電用資材のみを大量に供給し続けることは難しいのが現状です。



バイオマス樅積み

中長期的な安定供給を実現するため、ある程度既存の商業ベースを基本とし、条件の有利・不利な場所を適切に組み合わせ、いわゆる玉石混濁となる林分を団地化さ

せ、その中から発電向け資材が生み出されていくことに期待するという手順を考えています。

この玉石混濁の程度設定は、署にとって将来にわたる課題となります。発電所土場のストックはもとより材価の動向や伐採する事業者の仕事量や技術力など、様々な地域的因子を横目で見ながら対処することとなります。

当然、民有林と国有林による民国連携は不可欠であり、引き続き自治体等との間で共同施業団地の形成をはじめ、連絡調整や技術交流等について進めていく考えです。

一方、燃料受給側となる発電事業者に目を向けると、既に資材調達を活性化させながら課題を整理し、解決に向け大胆な動きを見せています。

例えば、資材輸送や広域収集にトラック不足がボトルネックになるとの判断から、青森県から船舶、道南から鉄道コンテナを利用した資材調達を試行しています。

このように従来の発想を超えたブレイクスルー的な動きは、今後、供給側にも及ぶものと思われます。我々も、バイオマス発電という舞台の上で柔軟に行動できるよう、常に現場力を高めていかねばならないと考えています。



バイオマス積み卸し



建設が進むバイオマス発電所